

令和2年度の保険税率は 令和元年度（平成31年度）の税率のまま『据え置き』

※昨年の台風19号の被害及び新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し決定しました

■国保制度改革3年目

平成30年にスタートした新国保制度改革も3年目を迎えました。新制度では、福島県が財政運営を担うことで、医療費の増減や被保険者の所得の増減による保険税への影響を最小限に抑えることが期待されます。

保険税率は、県に納付する「国保事業納付金（医療費の財源）」を賄うために必要な額を算定するためのもので、令和2年度の保険税率は据え置きとなりました。

■令和2年度の国保納付金は『増加』

国保制度改革3年目となる令和2年度の県への納付金は増加しました。主な要因を見てみると

①国の前期高齢者交付金の対象が町単位から県単位に変更	必要保険税総額に直接充てていた分がなくなり納付金が増加したと同じ効果がでた
②特に高額な医療費が発生した場合に県内の市町村が共同で負担	これまでかかっていなかった負担分で納付金が増加した
③県国保会計の前年度の剰余金は留保（収支を差し引いた残金）	今後の備えとして、納付金の減額には充てない

■それでも令和2年度保険税率は、『据え置き』

令和2年度の国保納付金が増加する一方、被保険者数や加入世帯数が減少し、1人あたりの負担額は増えることとなります。

しかし、昨年の台風19号の被害や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度保険税率は令和元年度税率のまま『据え置き』と決定しました。

保険税が不足する分は、急激な保険税の変動などを抑えるために積み立てている町国保財政調整基金（貯金）を取り崩し、充当します。

■令和2年度平均保険税額（1人あたり△3.2%）

国保の保険税額は①医療分、②後期高齢者医療支援金分、③介護保険納付金分の3つの合計額となります。

前年度との比較では、被保険者全体の総所得金額が減ったことから、税率が同じでも1人あたりの保険税負担額は減少しており、医療分、支援金分、介護分とも減少し、合計で3.2%の減となっています。

	医療分	支援金分	介護分
所得割	5.72%	2.59%	2.24%
均等割	19,300円	8,700円	9,800円
平等割	14,000円	6,300円	4,400円
課税限度額※	63万円	19万円	17万円

※医療分の課税限度額引上げ 61万円⇒63万円
介護分の課税限度額引上げ 16万円⇒17万円
(支援金分19万円は前年同額)

1世帯及び1人あたりの平均保険税負担額
(医療分、支援金分、介護分の合計額)

	1世帯あたり	1人あたり
令和元年度	161,544円	85,760円
令和2年度	154,594円	83,010円
増減額	△6,950円	△2,750円
増減率	△4.3%	△3.2%

■保険税の軽減判定所得の見直し

国保税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減される措置について、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

	令和元年度	令和2年度
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数※	基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数※
2割軽減	基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数※	基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数※

※被保険者には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した方も含まれます。

■国民健康保険税 計算モデルケース

世帯構成 世帯主(45歳)、妻(42歳)、子(18歳)、子(15歳)の4人家族
収入等 給与400万円(世帯主)、所得266万円(基準額233万円)

※令和2年度の国保税合計額は、世帯構成や収入などが変わらない場合は、令和元年度と同じ額になります。

【医療分】		
所得割額	233万円×5.72%	=133,276円
均等割額	19,300円×4人	=77,200円
平等割額	14,000円×1世帯	=14,000円
合計	(100円未満は切り捨て)	224,400円

【支援金分】		
所得割額	233万円×2.59%	=60,347円
均等割額	8,700円×4人	=34,800円
平等割額	6,300円×1世帯	=6,300円
合計	(100円未満は切り捨て)	101,400円

【介護分】		
所得割額	233万円×2.24%	=52,192円
均等割額	9,800円×2人	=19,600円
平等割額	4,400円×1世帯	=4,400円
合計	(100円未満は切り捨て)	76,100円

【令和2年度の合計】医療分と支援金分と介護分の合計	
224,400円+101,400円+76,100円=401,900円	

■新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の方へ

(1)国保税が「減免」されます

国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす場合、国保税が減免されます。

対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べて30%以上減少し、前年の所得の合計額が1,000万円以下などの世帯の方

対象となる期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある国保税

減免される割合

- ①に該当する場合 「全額」が免除されます
- ②に該当する場合 減少が見込まれる所得や世帯合計所得などにより「一部」が免除されます。

(収入を証明する書類が必要です)

(2)国保「傷病手当金」が支給されます

国保の被保険者のうち給与所得者が、新型コロナウイルス感染症により仕事を休んだ場合、傷病手当金が支給されます。

対象となる方

- ・検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している又は、軽傷あるいは自覚症状がなく、自宅(指定の施設)で療養している方
- ・発熱など自覚症状があり「新型コロナウイルス感染症」が疑われる方

支給されるための要件

- ・療養のために連続して4日以上仕事を休んでいること

支給期間

- ・支給を始めた日から最長1年6か月の間

$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近3か月間の給与収入の合計額を勤務日数で割った額}}{\text{日数}} \right) \times \left(\frac{2}{3} \right) \times \text{支給日数}$$

(事業所や医療機関が証明する書類が必要です)

※詳しくは、町ホームページをご覧くださいか保健福祉課国保係まで問い合わせください。

保健福祉課国保係 ☎ 585-2785